

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23580289

研究課題名(和文)北海道農業における新規参入の新展開とリスク対応の特質

研究課題名(英文)Recent development of beginning farmers entry and needed risk reduction for successful farm transfer

研究代表者

東山 寛(Higashiyama, Kan)

北海道大学・(連合)農学研究科(研究院)・准教授

研究者番号：60279502

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：北海道酪農地帯における「第三者継承」の実態分析を行った。事例は道北・美深町に所在する「R&Rおんねない」であり、2003年に後継者不在の酪農家により設立された継承支援組織である。移譲者候補として10名の農業者が参加したが、2016年時点で4件の実績を生み出しており、2017年に継承予定のケースを合わせると5件である。事例組織が確立した継承の方式は、年齢の高い順に、順次、継承者となる、研修期間は2年とし、1年目は全メンバーでの「巡回研修」、2年目は移譲者での「併走研修」、就農時に「農場リース事業」等の補助事業を活用し、初期投資負担の軽減を図る、というものであり、その有効性は確認された。

研究成果の概要(英文)：In Bifuka town, Hokkaido, a total amount of 10 farmers without their own successors had founded an association which intended to realize farm transfers in 2003. This entity has accepted trainees who were eager to become beginning farmers in future. In recent development, 4 farmers have been transferred already and the next will be realized soon. It is critical to establish certain ways to realize farm transfer, which have some features as follows - (1)an association membership: all member consist of acting farmers without own successors. (2)training measures: total 2 years, former round training within all members, then fixed one on given owner farmers. (3)efficient use of subsidies for new entry farming, such as farm lease program prepared by State. In addition, possible failure of farm transfer is unlikely partly because of such entity which could work solving troubles between an owner and a successor.

研究分野：農業経済学

キーワード：新規参入 第三者継承

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 2010年農業センサス結果(速報)によれば、北海道の農業経営体数は46千、販売農家数は44千戸であり、懸念されていた「5万戸割れ」の状況にある。2005年センサス結果と比べても、農業経営体数は16%、販売農家数は15%減であり、農家減少の加速化が進行する見通しにある。北海道農業においても、新規参入者の育成も含めた総合的な担い手対策が不可欠である。

(2) 北海道農政部によれば、2009年の北海道における新規就農者数は611人であり、その内訳は新規学卒就農者が245人、Uターン就農者が299人、新規参入者が67人である。新規参入者の経営形態別内訳は、第1位が野菜(24人・36%)、第2位が酪農(16人・24%)であり、このふたつで全体の6割を占めている。直近の5年間(2005~2009年)の累計値をとってみても、野菜が全体の35%、酪農は29%を占めている。

(3) 本研究で対象とする酪農では、1982年に創設された公社営農場リース事業(以下、リース事業)がほとんど唯一の新規参入手段として有効に機能してきた。北海道農業公社資料によれば、1982年から2009年までの28年間の累計で321件の実績があり、このうち酪農の新規参入タイプの実績は292件、年平均にして10.4件である。

(4) このリース事業の実績を地域(農協)単位に見ておくと、第1位が別海町の中春別農協・33件、第2位が同じく別海農協(現・道東あさひ農協)・31件、第3位が浜中町農協・28件であり、この3農協が突出した存在である。これら3農協管内では、毎年コンスタントに1名(以上)の新規参入者を生み出していることになるが、これを「継続型」としておけば、残る地域は数年に1度のペースで新規参入者を受け入れる「スポット型」の事業利用であり、このタイプが全体としてみれば優勢である。

(5) 先の3農協が突出した実績を生み出している背景は、別海・浜中の両町管内で設置されている「研修牧場」の存在が大きい。浜中町では、1991年に全国に先駆けて農協直営の研修牧場が設置され、これ以降にリース事業を利用した新規参入者も、その大半が研修牧場出身者となっている。浜中町の研修牧場は、常時3組(夫婦)の研修生を受け入れることが可能な体制を整えており、3年間の研修期間を経て、毎年コンスタントに新規参入者を生み出す「継続型」の取り組みを実現してきた。また、別海町においても、1996年に同様のスタイルをもつ研修牧場を開設している。北海道内において、これらふたつの研修牧場に匹敵するような施設は見当たらない。

(6) この点を裏返して言えば、根釧のような酪農専業地帯であるからこそ、なし得ている取り組みだとも言える。つまり、リース事業についても、事業があるから利用されているのではなく、関係機関(特に農協)の支援体制が整っているからこそ、事業が利用されているのである。他方、このような支援体制が整っていない地域では、事業利用それ自体も弱いものにならざるを得ない。この点をブレークスルーしなければ、新規参入の実績を積み上げることは覚束ない。

(7) そこで本研究では、農業者自らが、このような支援体制の「核」となる部分を構築し、新規参入の実績を生み出している事例に着目することとした。当然のことながら、「研修牧場」などは設置されていない地域である。そこで採用されている方式は、いわゆる「居抜き」を基本とした「第三者継承」である。そして近年、全道的にも「第三者継承」への関心が高まりつつある。それを成功裏に導くための条件の解明が必要である。

## 2. 研究の目的

(1) 北海道における酪農の新規参入では、上述したように、リース事業がほとんど唯一の手段として有効に機能してきたことは間違いがない。しかし、事業利用は、予算制約にも規定されて全道でも年間10件程度に留まり、しかも事業利用には地域的偏在がある。酪農専業地帯では、「研修牧場」の設置などの集中的な支援体制が構築される可能性があるが、それ以外の地域における新規参入支援の有効な方策としての「第三者継承」について、まずはその有望性が確認されなければならない。この点は、実態分析による解明をまつしかない。

(2) 本研究で着目している「第三者継承」は、2008年度から「農業経営継承事業」(実施主体:全国農業会議所・全国新規就農相談支援センター)として制度化されているが、継承に至るまでに失敗するケースも少なからずあり、そのような「継承失敗リスク」を制御し、回避することが必要になる。この問題に接近するためには、「第三者継承」による新規参入の実績を積み上げている事例をマークするほかなく、この点も実態分析による解明が必要である。

(3) そして、このような「継承失敗リスク」を乗り越えて、新規参入を成功裏に導く「第三者継承」の具体的な手法を確立する必要がある。本研究では、北海道において酪農の「第三者継承」に取り組んでいる先進的な事例を対象とし、継承者・移譲者、そして継承支援に取り組んでいる組織への踏み込んだ実態分析を通じて、上記の手法確立に貢献し得る知見を提供する。

### 3. 研究の方法

(1) 本研究では、道内でも継続的に「第三者継承」を成功させている唯一の事例として、上川北部に位置する美深町・恩根内地区に所在する「R&Rおんねない」（以下、単に「R&R」）を調査研究の対象とする。R&Rは、恩根内地区の後継者不在の酪農家をメンバーとして、2003年に設立された任意組織である。

(2) 2010年農業センサス結果によれば、美深町の販売農家数は186戸であるが、営農類型別農家数の内訳は、第1位：野菜作（63戸）、第2位：畑作（47戸）、第3位：酪農（45戸）であり、地域全体としては普通畑作・露地野菜作が優勢な地域である。酪農は農家戸数の4分の1程度を占めるものの、参入支援も含めて集中的な支援体制が整っている状況ではない。後述するように、R&Rが関与した就農実績の第1号が2005年に生まれ、この事例ではリース事業を活用しているが、これ以前に事業を利用して酪農の新規参入が行われた実績は皆無であった。このことからしても、R&Rの取り組みと、その実践を通じて確立された「第三者継承」による参入支援の方式は、他地域にも波及可能な汎用性をもつものと想定された。

(3) 本研究は2011年度からの5年間を研究期間としたが、最終年にあたる2016年初頭時点において、継承予定も含めて5件の実績が見込まれた。ひとつの地域において、これだけの数の「第三者継承」による就農実績を生み出している事例は、道内においても他に見当たらない。本研究では実態分析による解明を重視しており、研究期間を通じてR&Rの組織（代表者）及び継承者・移譲者に対する継続的な実態調査を実施した。

(4) 以下の研究成果の紹介においては、2003年に設立され、13年間の取り組み経験を有するR&Rについて、①継承（参入）・移譲の動向も含めたメンバーの経年的な異動状況の確認、②R&Rが構築した第三者継承の手法・仕組みにかかわる「原則」の確認、③これら「原則」と実際の就農事例間の一致・不一致の状況とその理由・事情、④R&Rの新規参入支援の取り組みが地域にもたらした波及的な効果、の4点を重点的に記述しておくこととしたい。

### 4. 研究成果

(1) 2016年初頭までの時点において、R&Rと関わりをもった農業者は計15名であることを確認した。内訳は、当初の創設メンバー8名、途中加入が2名、新規参入者が4名、そして、現在研修中の1名である。新規参入では4名の実績を生み出しており、現在（2016年初頭時点）の研修生が2017年秋に

就農すれば5名となる。既存の農業者は途中加入も加えて10名であり、その半数で継承を「実現」することになる。

(2) 事例地域における人口維持に果たしている効果を確認した。美深町役場調べによれば、恩根内地区の人口は182名であるが（2015年12月末現在）、このうち12%にあたる22名が新規就農者家族である（研修生家族を含む）。そして、中学生以下の子供の数は地区全体で11名であり、それは全員が新規就農者家族であった。

(3) 2016年初頭時点の正確な会員数は7名である。内訳は、既存農業者2名、引退農業者1名、そして新規参入者4名である（研修生は会員ではないので除かれる）。この13年間で会員構成は大きく変わっている。この会員間の「入れ替わり」について確認した。数字で示せば「8+2+4-4+4-3-4」とあらわすことができる。

① まず、「8+2」は移譲者となるべき既存農業者の数である。

② そして、4件の継承を行なっているので「4-4」となる。

③ ところが、R&Rのルールでは移譲者も会員のまま留まり続ける。理由はいくつかあるが、そのうちのひとつは継承者（新規参入者）が農協の組合員勘定（クミカン）を開設する際、移譲者も含めて会員全員が保証人となるためである。これは組織の独自ルールであることも確認した。しかし、時間の経過と共に新規参入者も自立していくため、4名の移譲者のうちまだ会員に留まり続けているのは1名である。これが「4-3」の部分である。

④ そして、継承を果たせずにリタイアしたメンバーがいる。これが4名おり、それを最後に差し引いている。

⑤ このような組織構成が今後どのように変化するかを確認した。現会員の既存農業者2名のうち1名には研修生がおり、先述したように2017年秋の継承を予定している。その結果、移譲者候補は1名を残すだけということになる。もしその継承が果たされれば、R&Rを設立した当初の目的は達成されることになる。したがって、このような第三者継承の支援組織は、永続的な存在ではない。

(4) R&Rが構築した第三者継承の手法・仕組みの特徴は、以下のようなことであることを確認した。基本的には「居抜き」型の第三者継承であり、それは次の3つの手順で進められることになっている。

第1に、会員農家は年齢の高い順に、順次移譲者となっていくことである（原則1）。

第2に、継承者（新規参入者）の研修期間は2年とし、1年目は会員農家の全員をローテーションする「巡回研修」、2年目は移譲者のところに絞った「併走研修」とする、というものである（原則2）。

第3に、継承者の負担を軽減するため、就

農時に農場リース事業を利用する、という点である（原則3）。

この3つの原則はひじょうに理に適ったものであり、創設メンバーが考え抜いて、あらかじめ設定したものである。

(5) そして、これが「核」となり、さまざまな公的支援の利活用が組み立てられていることを確認した。R&Rの就農支援の取り組みは、公的支援を不要とするものではない。R&Rで新規参入の実績が生まれると共に美深町の支援も本格的に整えられ、研修生に対する「営農実習助成金」（月額20万円以内）、就農後の「経営安定補助金」（農地等取得に係る制度資金借入金の4%分・5年間）の支給など、比較的手厚い措置が整えられている。

(6) ただし、実際の就農例がこの原則通りに進んだのか言えば、必ずしもそうではないことを確認した。概略を表に示すが、3原則すべてを満たしているのは最初のNo.1だけである。

表 実際の就農（予定）例

No.	就農年度	原則1	原則2	原則3
1	2005	○	○	○
2	2008	×	○	○
3	2010	○	×	×
4	2012	○	×	○
5	2017	○	×	(未定)

(資料) 実態調査

(注1) 原則は本文参照（○は適合、×は不一致）。

(注2) No.5の就農年度は現時点の予定である。

その事情を実態調査より確認しておけば、以下のような諸点に整理される。

① まず、No.2のケースでは継承者が放牧酪農を志向していたため、それに適した牧場の立地の問題があった。結果的に、その希望を受け入れて年齢順ではない移譲を行なったのである。

② No.3のケースでは、移譲者がすでに高齢であったため、1年目から併走研修のかたちをとることとした。このケースでは、国の支援措置のひとつである「経営継承事業」を利用している。さらに、スタート時の飼養頭数規模が事業利用の要件を下回ることが見通されたため、資金利用で対応することとした。

③ No.4のケースでは、移譲者がすでに離農していたため、2年間を通じて巡回研修のかたちをとることとした。

④ 最後に、現在研修中のNo.5でも経営継承事業を利用することとしたため、当初から併走研修のかたちをとっているのである。

このように、ケース・バイ・ケースの対応を行なっているのが実情であり、その要因は継承者サイドに由来するもの、移譲者サイドに由来するもの、さらには事業利用に規定されているものもあるのである。

(7) しかしながら、先の「3原則」について、組織自身はそれを否定したり、修正の必要性

を感じているわけではない。先の原則は不動のものであり、ケース・バイ・ケースの組み立てはそのアレンジに過ぎない。これが組織の考え方であることを確認した。

(8) 要点は、就農者にとって最良の組み立てをするということであり、それをデザインすることが組織の重要な役割であることを確認した。ただし、その過程では大小さまざまなトラブルが発生する。予想されることであるが、特に「併走研修」の場面でそれは起こりやすい。詳細に触れることは控えるが、R&Rの場合は、それを誰の力も借りず、組織内で解決してきた。「継承失敗リスク」を克服することも、組織の重要な役割であることを確認することができた。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計5件）

- ① 東山寛、農業者組織による酪農経営の第三者継承の取り組み、農業と経済、査読無、82巻、2016、92-99
- ② 東山寛、正木卓、農地の中間保有の意義と担い手問題—北海道を事例に一、土地と農業、査読無、46巻、2016、39-49
- ③ 東山寛、北海道における担い手・農地問題の諸相と地域的対応、土地と農業、査読無、44巻、2014、105-122
- ④ 東山寛、北海道農業の構造問題と地域的対応、経済地理学年報、査読有、58巻、2012、50-61
- ⑤ 柳村俊介、山内庸平、東山寛、農業経営の第三者継承の特徴とリスク軽減対策、農業経営研究、査読有、50巻、2012、16-26

〔学会発表〕（計1件）

- ① 東山寛、北海道における地域農業の展開と地域づくり、2013年度日本建築学会大会農村計画部門研究協議会、2013年8月31日、北海道大学工学部（北海道札幌市）

〔図書〕（計1件）

- ① 柳村俊介、志賀永一、東山寛他、デーリイマン社、酪農経営の継承・参入マニュアル、2012、170

〔産業財産権〕

○出願状況（なし）

○取得状況（なし）

[その他]

ホームページ等 (なし)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

東山 寛 (HIGASHIYAMA, Kan)  
北海道大学・大学院農学研究院・准教授  
研究者番号：60279502

### (2) 研究分担者 (なし)

### (3) 連携研究者 (なし)